

「おかしいな」「ちょっと相談したい」
そんなときの！

相談窓口

京都弁護士会 訪問取引お断りステッカー無視通報窓口

TEL 075-231-2378

当会所属弁護士から電話で折り返し、事情を聴き取り、具体的な相談をご希望の場合には相談窓口につながります。
通報窓口での対応は無料です。

京都府消費生活安全センター

TEL 075-671-0004

お近くの消費生活センター

(TEL - -)

消費者ホットライン

TEL 188 (いやや！)

お近くの消費生活センターをご案内します。

京都府警察「悪質商法110番」

TEL 075-451-9449

24時間対応



京都弁護士会

訪問取引お断りステッカー

訪問取引お断り 勧誘禁止



このステッカーを無視して
勧誘を行った場合、
京都府消費生活安全条例
違反となります。



京都弁護士会

電話：075-231-2378

- このステッカーは、訪問販売などの取引の勧誘を予め断りたいと考えている消費者の方を支援するために作成したものです。
- 玄関・門・インターホンなど屋外の目立ちやすい場所に貼り付けてご使用ください。

トラブルに
あわないために！

京都弁護士会からのアドバイス

- ① ドアを開ける前に！**
「どなたですか？」「なんのご用ですか」
- ② セールスのときは「ステッカーが貼ってあります。お怖ください。」と伝えましょう。**
- ③ 知らない人、分からない用件のときは、ドアを開けずに、ドア越しに対応しましょう。**
むやみに玄関に入れるのは危険です！
- ④ セールスだということを隠す業者もいます！**
例えば、「お配りものです。」「点検に来ました。」など
- ⑤ あとからセールスだと分かったときは、**
「いいません。お怖ください。」と伝えましょう。
- ⑥ すぐに帰ってくれないときには、最寄りの警察や消費生活センターに連絡しましょう。**
- ⑦ おかしいと思ったら、家族や知り合い、消費生活センター、弁護士会に相談しましょう！**

番外編 電話は全て留守電にして、伝言や番号を確認してからかけ直しましょう！

法律ではどうなっているの？

ステッカーを無視したセールスは、法令違反です！

その1 条例

ステッカーを無視して勧誘することは、京都府、京都市の条例に違反することになります（京都府消費生活安全条例第15条第1号、同施行規則第2条別表第19号、京都市消費生活条例第20条第1号エ、同施行規則第2条別表第1号ヒ）。

その2 法律

特定商取引に関する法律で、「契約を締結しない意思」を示した消費者への契約の勧誘は禁止されています（特定商取引に関する法律第3条の2第2項）。

契約してしまったときの対処法

その1 クーリングオフでキャンセルする！

契約してしまっても諦めないでください。訪問販売取引では、多くの場合、8日間はクーリング・オフ（無条件で解約）ができます。8日間が過ぎてしまってもクーリング・オフができる場合があります。

その2 他にもキャンセルできる場合がある！

クーリング・オフができない場合でも、契約を解除したり、取り消したりできることがあります。

その3 気軽に相談しましょう！

トラブルにあったことは、恥ずかしいことはありません。ひとりで悩まず、気軽に、消費生活センターや弁護士会、警察に相談しましょう（契約前でも相談は可能です。）。

ご家族、お友達、
ご近所さんの

見守りのポイント

～こんなサインに気付いたら、事情を聞いて、相談窓口へ～

- ✓ 見慣れない段ボールや新しい商品がある。
- ✓ 金融会社からのダイレクトメールや請求書などが届いている。
- ✓ 見慣れない人や車が出入りしている。
- ✓ 不審な電話のやり取りや、電話口で困っている様子がある。
- ✓ 生活費が不足するなど、お金に困っている様子がある。
- ✓ 預金通帳などに不審な出金の記録がある。



京都弁護士会

きっとある あなたを支える 法と智慧

〒604-0971 京都市中京区富小路通丸太町下ル
TEL 075-231-2378